

「さいたま市住所の表示の変更事業実施要綱骨子（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	<p>【総意について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ページ8行目の「総意」とは、「全員の一致した意見」すなわち「一人も反対がないこと」を意味するのか、あるいは、自治会等で合意形成ができていれば足りるのかが、必ずしも明確ではない。もし、後者の意味で「総意」という言葉を使っているのであれば、誤解を生みかねないので、別の言葉を使ってはどうか。また、前者の意味であれば、あまりに要件が厳しすぎるのではないか。 ・「住民の総意」の定義が曖昧で、具体的にどのような手続きをもってそれとみなすのかを明確にした方がいいのではないか。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・住所を変更する際には、地域住民等に新たな負担が発生することから、地域住民等の合意形成が図られていることが重要となります。誤解が生じないよう地域住民の「総意」が得られたとみなす、具体的な手続きを明記することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、具体的な手続きを明記します。
2	<p>【行政の支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望書の提出に至るまでの地域住民の負担が大きいうように感じるため、その過程において行政が適切に支援すべきと思う。 ・現住所が不便か否かについては、同じエリアの住民であっても感じる人と感じない人がいるため、何かしらの客観的な評価が必要ではないか。 ・「住居表示」と「町名地番整理」の言葉の意味や、メリットデメリットが分からないため、要項にもう少し詳しく記載すべきではないか。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・本要綱は、地域住民からの要望書の提出方法等を定義したものとしますので、行政の支援については記載いたしません。なお、住所を変更することについて、地域住民で検討を行う際は、行政が会議へ参加する等、適切に支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案のとおりといたします。
3	<p>【審査の基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望書の内容を市が審査する際の基準（何をもちて適正とするのか）が不明瞭ではないか。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本要綱に基づき提出された要望書は、さいたま市町名町界審議会において審議を行うこととしており、本要綱に記載しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案のとおりといたします。
4	<p>【対象地域の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の要綱骨子（案）では、「現在の住所の表示が住民の日常生活に不便を与えている地域」を対象としているが、例えば、「旧地名の復活」など歴史的要素も対象に加えてほしい。具体的には、「本町東」「本町西」について、「与野本町東」「与野本町西」というように旧地名をおりこんだ要望等にも対応できるようにしてほしい。本件については、以前、中央区の区民会議から提言されたこともあり、一定のニーズはあると考えられる。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本要綱は「住民の日常生活に不便を与えている地域」を改善するため、地域からの要望書の提出方法等を、目的としていることから、骨子案のとおりといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案のとおりといたします。

■集計結果

意見提出者数	7名
意見項目数	4件
修正項目数	1件